



# 島根県報

令和元年9月20日（金）

第 4 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（       "      ）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（       "      ）	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	4
公有水面埋立ての竣功認可	（河 川 課）	5

### 【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	6
河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	7

### 【特定調達公告】

島根県統合型GIS開発・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（用 地 対 策 課）	8
島根県立中央病院における冷温水配管更生装置調達業務に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	8

**告 示****島根県告示第242号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 9 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第243号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 9 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年9月20日

島根県知事 丸山達也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第245号

令和元年島根県告示第164号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年9月20日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市金城町今福1495-3	静本 宗高

#### 島根県告示第246号

令和元年島根県告示第165号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を江津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年9月20日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
江津市桜江町江尾606-4	石津 栄之助
江津市桜江町川越1095-124	柳光 忠男
江津市桜江町鹿賀795、806	安田 忠義
江津市桜江町鹿賀825-2	宮田 藤作
江津市桜江町田津595-2、596-2、596-6、596-10	松原 秀雄
江津市桜江町田津620-1、620-11	月森 朝美
江津市桜江町田津620-7	佐々木 英子
江津市桜江町田津621-23	山藤 隆資
江津市桜江町田津622-15、622-18	興盛寺
江津市桜江町谷住郷2916-1、2916-4、2917-1、2942-5	森岡 健而
江津市桜江町谷住郷4056、4056-1、4057、5555、5557、5559、5560	内田 三典
江津市桜江町谷住郷4056、4056-1、4057、5555、5557、5559、5560	岡本 三征
江津市桜江町八戸1671-12、1671-15、1671-17、1671-30から1671-32まで、1673	奥野 勇男
江津市桜江町八戸1676-38	鈴木 信介
江津市桜江町八戸1676-51	西本 蘭司

## 島根県告示第247号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和元年9月20日

島根県知事 丸山達也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッディー木次店 島根県雲南市木次町下熊谷1521番外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

## (4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年5月10日

## (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,698平方メートル

## (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数  
61台（建物北側及び建物西側敷地）
- イ 駐輪場の位置及び収容台数  
15台（建物西側）
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
82.5平方メートル（建物北側及び北東側並びに西側）
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
24.0立方メートル（建物東側）

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（開店時刻） 午前9時  
（閉店時刻） 午後8時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後8時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3か所（駐車場No.1：北側及び西側、駐車場No.2：北側）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで（施設No.1及びNo.2）  
午前5時から午前8時まで（施設No.3）

## 2 届出年月日

令和元年9月9日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第248号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年9月20日

---

## 1 竣功認可の年月日

令和元年 9 月 6 日

## 2 竣功認可を受けた者

松江市殿町 1 番地

島根県知事 丸山 達也

## 3 埋立区域の位置、区域及び面積

## (1) 位置

島根県松江市大野町字東濱86番 1、同町字出来島2296番 6、同2298番 4、同2299番 2 及び同町字東濱87番 2 地先道路の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び 1 の地点と 15 の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 の地点 東浜三等三角点（北緯35度27分56.58秒、東経132度55分09.42秒）から64度37分35秒、321.16メートルの地点

2 の地点 1 の地点から163度38分20秒、0.23メートルの地点

3 の地点 2 の地点から256度15秒05秒、6.18メートルの地点

4 の地点 3 の地点から252度42分36秒、20.01メートルの地点

5 の地点 4 の地点から252度43分15秒、20.00メートルの地点

6 の地点 5 の地点から252度42分48秒、20.01メートルの地点

7 の地点 6 の地点から252度43分05秒、20.01メートルの地点

8 の地点 7 の地点から252度41分53秒、20.01メートルの地点

9 の地点 8 の地点から252度43分00秒、3.82メートルの地点

10 の地点 9 の地点から256度52分38秒、4.18メートルの地点

11 の地点 10 の地点から229度57分29秒、8.01メートルの地点

12 の地点 11 の地点から159度58分47秒、0.17メートルの地点

13 の地点 12 の地点から249度57分55秒、4.65メートルの地点

14 の地点 13 の地点から350度20分42秒、2.97メートルの地点

15 の地点 14 の地点から348度18分55秒、5.79メートルの地点

## (3) 面積

467.71平方メートル

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 5 免許の年月日及び番号

平成25年 8 月 23 日 指令24河第960号

## 6 閲覧場所

松江市役所

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法

第14条第3項の規定により公告する。

令和元年 9 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（GNSS水準測量）
- 2 作業期間  
令和元年 9 月 5 日から同年12月20日まで
- 3 作業地域  
浜田市熱田町地先

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県浜田県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年 9 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年 9 月 1 日から同年10月31日まで
- 3 作業地域  
浜田市横山町地内

---

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和元年10月25日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年 9 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川名
  - (1) 一級河川斐伊川水系新建川（松江市宍道町伊志見433番11地先）
  - (2) 一級河川斐伊川水系京橋川（松江市母衣町9番地先）
- 2 当該措置を命ずべき者  
次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者
  - (1) 新建川に架かる伊志見大橋上流30メートル付近の右岸に係留されている船舶 1 隻
  - (2) 京橋川に架かる東京橋真下の左岸に係留されている船舶 1 隻
- 3 当該措置の内容  
当該船舶等を河川区域外に除却すること。
- 4 当該措置を行うべき理由  
当該船舶等の係留及び放置が河川法第24条の規定に違反しているため
- 5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741番地1

松江県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0852-32-5734

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年9月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
島根県統合型GIS開発・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部用地対策課 島根県松江市殿町8番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年8月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社パスコ 島根営業所 所長 伊賀 辰夫 島根県松江市北陵町34番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
56,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年9月20日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 件名及び数量  
冷温水配管更生装置調達業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和元年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本システム企画株式会社 代表取締役 熊野 活行 東京都渋谷区笹塚2-21-12
- 5 落札金額



77,760,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和元年6月28日